

小田原市立 足柄小学校 PTA 規約

第1章 名称及び事務所

- 第1条 この会は、小田原市立足柄小学校 PTA と称す。
- 第2条 本会の事務所は、足柄小学校内に置く。

第2章 目的

- 第3条 本会は、保護者と教職員が協力し、家庭と学校、社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。また、地域とも協力し、児童福祉の充実につとめる。

第3章 方針

- 第4条 本会は、前章の目的を達成するため、次の方針に基づいて活動する。
- 本校教育方針を理解し、学校教育に協力する。
 - 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
 - 自主独立団体として、他のいかなる団体の支配や干渉を受けない。
 - 営利を目的とせず、宗教、政治活動を目的とする団体や個人、事業と関係を持たない。
 - 本校の管理や人事に干渉しない。
 - 本会、または本会の役員名で公私の選挙候補者を推薦しない。

第4章 活動

- 第5条 本会は、第2章の目的を達成するため、次の活動を行う。
- 学校教育に対する理解と協力。
 - 会員相互の教養の向上と親和を深める。
 - 児童の福利・厚生・安全環境の整備と向上。
 - 家庭、学校、地域の連携による教育および地域活動の促進。
 - その他目的を達成するために必要な活動。

- 第6条 本会の活動は、原則として、総会・役員会で協議決定された事項に基づき実施する。

第5章 会員

- 第7条 この会の会員となることができる者は、次のとおりとする。
- 足柄小学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わるもの。
 - 足柄小学校に勤務する教職員。
- 第8条 この会に入会する者は、入会届を提出する。
- 第9条 この会を退会する者は、退会届を提出する。

第6章 経理

- 第10条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金およびその他の収入によってまかなわれる。
- 第11条 本会の会費は、1世帯あたり月額250円とする。
- 第12条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第13条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第14条 本会の会計年度は、基本的には毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。
- 第15条 設備積立金は、必要時役員会にて用途の有無を決定し、書面、もしくは配信にて会員に共有する。
- 第16条 会費集金および余剰金の取り扱いについては、細則にて定める。

第7章 役員

- 第17条 本会役員は、すべての活動が円滑に行われるように努める。
- 第18条 本会役員は、次のとおりが望ましい。
- | | |
|-----|----------------|
| 会長 | 1名（保護者） |
| 副会長 | 4名（保護者3名、職員1名） |
| 書記 | 2名（保護者1名、職員1名） |
| 会計 | 2名（保護者1名、職員1名） |
| 顧問 | 若干名（役員経験者） |
- 役員の数人数は必要に応じて増減できる。
 - 顧問は、必要に応じて設置することができる。
 - 役員は会計監査員を兼ねることはできない。
 - 会長候補が見つからない場合、役職を設けず、全役員で業務や責任を分担する担当制とし、PTAの運営にあたることができる。

- 第19条 役員の仕事は次のとおりとする。
- 本会を代表し、統括するとともに、総会、役員会を招集する。
 - 総会に提出する議案や報告書を作成し、諸会議の議事、並びに本会活動に関する事項を記録保管する。
 - 総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を正確に処理する。
 - 顧問は、本部業務を補佐、助言する。

- 第20条 役員の仕事は1年とする。
- 第21条 役員の仕事方法は細則にて定める。

第8章 会計監査

- 第22条 本会に会計監査員を2名おく。
- 第23条 会計監査員は総会において会員の中から選出される。
- 第24条 会計監査員は経理を監査し、会員に報告を行う。

第 25 条 会計監査員の任期は 1 年とする。

第 9 章 総会

第 26 条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決定機関とする。

第 27 条 定期総会は年 2 回、前期・後期に開催し、次の事項を審議決定する。

1. 役員の承認
2. 年間活動計画、活動報告の承認
3. 予算、決算の承認
4. 規約改正
5. その他必要事項

第 28 条 臨時総会は役員会で必要と判断されたとき、または会員の過半数の要求があったときに開催される。

第 29 条 開催は対面・書面のいずれかの形式で開催される。
対面の場合、総会の議長は、校長、役員および会計監査以外の会員の中より選任する。

第 30 条 対面形式での総会は、会員の 1/3 以上の出席をもって開催とする（委任状含）。
書面形式で行う場合の表決については、フォーム等を活用し全会員返信を基本とした形で行う（未入力・未提出の場合は委任となる）。

第 31 条 総会の議事は、会員の過半数で決する（委任状含）。

第 10 章 プロジェクト

第 32 条 本会の活動のためにプロジェクトをおく。

1. プロジェクトに必要な事項は細則で定める。

第 11 章 個人情報の取り扱い

第 33 条 会員の個人情報の取得、利用、管理については、足柄小学校 PTA 個人情報ガイドライン」に定め、適正に運用する。

第 12 章 細則

第 34 条 本会運営に必要な細則は、この規約に反しない限り総会の決議を経て定められる。

第 13 章 改正

第 35 条 この規約を改正する場合、総会において出席者の 2/3 以上の賛成を必要とする(委任状含)。
また、改正案は前もって全会員に知らせなければならない。

第 14 章 附則

第 36 条 本規約は令和 2 年 3 月に制定し、4 月 1 日より施行する。（組織変革に伴う新規約の公布）

附則 1.令和 5 年 5 月より施行する。（設備積立金名称変更、書面総会に関して）

附則 2.令和 6 年 5 月 2 日より施行する。（会費変更、代表委員会停止）

附則 3.令和 7 年 5 月 2 日より施行する。（会費変更、代表委員会項目削除）